

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月 17日

宮崎県知事 殿

提出者

住 所 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号

氏 名 株式会社ガイアート九州支店

支店長 橋口 秀昭

電話番号 092-714-6501



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ガイアート 九州支店 宮崎営業所
事業場の所在地	宮崎県管内但し宮崎市を除く
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	宮崎営業所（工事）元請完成工事高（令和2年度）110,880千円
③ 従業員数	全社 765名（内宮崎営業所 23名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	補装工事 工事：がれき類 自社及び再生処理業者に委託して再生碎石として 再資源化。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

宮崎営業所 所長 宮本 英樹 (産業廃棄物処理責任者)

- ・廃棄物処理方針の策定・廃棄物管理規程の策定、改廃・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

宮崎営業所 工事長 福満 明 (産業廃棄物処理管理者)

- ・廃棄物処理計画の作成・廃棄物管理状況の把握、改善策の検討・監督官庁への各種報告
- ・社員、関連会社に対する教育・訓練・啓発

宮崎営業所 各現場 代理人 (施設管理責任者)

- ・廃棄物処理業者、再生利用業者の調査・選定及び管理・委託契約の締結



関連会社

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排 出 量	1250.47 t	0.0088 t
(これまでに実施した取組)			
自社再生プラントで再生碎石として利用している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
	排 出 量	500 t	1 t
(今後実施する予定の取組)			
工事において、工程内リサイクルの推進 (再生路盤工法、再生表層工法)を行う。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	分別場に応じてアスファルト塊とコンクリート塊を混在、又は分別して搬出している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	各種類ごとに分別して搬出する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 2 年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	646.56 t	0 t			
(これまでに実施した取組)						
自社再生プラントで再生碎石として利用している。						
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	300 t	0 t			
(今後実施する予定の取組)						
工事で発生した廃棄物は、可能な限り自社再生プラントで処理し、再生碎石として利用する。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 2 年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t			
(これまでに実施した取組)						
特に実施していない。						
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t			
(今後実施する予定の取組)						
実施する予定はない。						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	—	t
(これまでに実施した取組)				
		特に実施していない。		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	—	t
	(今後実施する予定の取組)			
		実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥	
①現状	全処理委託量	603.91 t	0.0088	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0	t
①現状	再生利用業者への処理委託量	603.91 t	0	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0	t
①現状	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0	t
	(これまでに実施した取組)			
		発生現場ごとに契約を締結し、産業廃棄物の管理を行っている。		

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	がれき類	建設汚泥
全処理委託量	200 t	1 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	200 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		
委託処理業者に委託を依頼した場合、委託処理業者には定期的に実施確認を行う。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。